

別表 2（第 6 関係）

中国向け精米くん蒸倉庫の登録基準

項 目	基 準
発生調査	カツオブシムシ類の誘引剤を用いたフェロモントラップを 100 平方メートル当たり 1 個以上の密度でくん蒸倉庫内のくん蒸室及び精米の搬入経路に設置し、1 週間に 1 回以上、捕獲状況を確認した結果、カツオブシムシ類が発見されていないこと。
発生調査確認体制	中国向け精米のくん蒸倉庫として登録された後、くん蒸を開始する 1 か月前から精米の搬出時まで、カツオブシムシ類の誘引剤を用いたフェロモントラップが 100 平方メートル当たり 1 個以上の密度でくん蒸倉庫内のくん蒸室及び精米の搬入経路に設置され、1 週間に 1 回以上、捕獲状況を確認できる体制が採られていること。
くん蒸倉庫の仕様	植物防疫官が輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項に基づき指定したくん蒸倉庫（以下「指定くん蒸倉庫」という。）又は指定くん蒸倉庫と同等の構造を有していることが確認できる倉庫であること。
再汚染防止措置確認体制	輸出するために用いるコンテナに精米を積載する前に、当該コンテナが密閉型であることの確認並びに再汚染を防止するための検査及び消毒を行う体制が採られていること。
記録の保管体制	発生調査の結果、精米のくん蒸処理の実施日時及び数量並びに再汚染防止措置に係る記録を保管する体制が採られていること。
責任者の設置	くん蒸処理、発生調査及び記録の保管について責任を持つ者が設置されていること。